



回覧印座



建災防だより 3月号

令和6年3月1日

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町6-4

TEL: 087-821-5243 FAX: 087-821-5229

Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp

ホームページ: <https://kensaibou-kagawa.jp>

検索方法: 建災防香川 (けんさいぼうかがわ)

※ **年度末**は、公共工事等多くの工事が完工時期を迎えて、繁忙期となり、工事関係者、各職種の出入りも多く、注意力が低下しやすい時期であります。**パトロール等**、会社と作業の**連携**を取っていただき、無災害で新年度を迎えられますよう活動をお願いいたします。

主な内容

- ◎令和6年度、建災防香川支部**会員研修会**の日程について (ご案内)
- ◎ **金属アーク溶接**等作業主任者限定技能講習について (1日講習)
- ◎ **出張**マスクフィットテストのご案内 (**測定器**を持って伺います)
- ◎ 建設業における労働災害の発生状況について (R5年1月~12月速報値)
- ◎ 時間外・休日労働に関する協定 (**36協定**) 届作成のチェックポイント
- ◎ 石綿 (**アスベスト**) とは
- ◎ **がれき**の処理作業を行う際の注意事項について
- ◎ ガス管調査**窓口検索**について
- ◎ 災害事例 (**崩壊・倒壊**)
- ◎ 東 安全・衛生管理士による**コラム欄**

◎. 令和6年度、建災防香川支部 会員研修会の日程について

会員研修会を次の日程で実施します。労働基準監督署による労働行政の伝達、土木事務所並びに土地改良事務所からは、管内での公共工事と現場の安全管理についての話をして頂きます。また、会員になりますと国・県・各市町村（全てではありません）から状況に応じて**加点**がもらえます。尚、**本研修会は CPDS・CPD のユニット取得の対象講習**にしております。

令和6年度

◆建災防香川支部会員研修会日程表

	地区	開催月日	開催時刻	場 所
1	西讃	4月10日(水)	午後1時30分	ハイスタッフホール (観音寺市民会館) 小ホール (観音寺市観音寺町甲 1186-2)
2	中讃	4月12日(金)	午後1時30分	丸亀市綾歌総合文化会館アイレックス 大ホール (丸亀市綾歌町栗熊西 1680)
3	高松	4月16日(火)	午後1時30分	サンメッセ香川 2階ホール (高松市林町 2217-1)
4	長尾	4月18日(木)	午後1時30分	長尾地区建設会館 (さぬき市長尾東 1123-2)
5	小豆	4月23日(火)	午後1時30分	小豆島建設会館 (小豆郡土庄町上庄 1954-3)

※いずれも終了時間は15時30分頃です。

◎. 建災防香川支部では、**R6年度**に**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**を準備中です。（**2日間→1日講習**になります。）

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

今までは、建設業における工事現場や加工場等でも、**アーク溶接やガウジング作業を行う場合は**、事業者はその作業場所に、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」修了者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせる必要がありましたが、労働安全衛生規則の改正（令和6年1月1日）により、

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習が新たに始まることとなりました。**既に取得している資格についての変更はありません。**



今回の変更点の概要として次の項目があります

- ① 特化物講習 13 時間又は限定講習 7 時間でもよくなります。
- ② 金属アーク溶接等以外の作業主任者にはなれません。
- ③ 作業主任者の職務が新たに規定されました。

※建災防香川支部では R6 年度に準備中です。

◆ 講習科目、範囲、時間等

講習科目	範囲	時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	1 時間
作業環境の改善方法に関する措置	溶接ヒュームの性質 金属アーク溶接等作業（金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取扱う作業をいう。以下同じ）に係る器具その他の設備の管理	2 時間
保護具に関する知識	金属アーク溶接等作業に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	2 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 特定化学物質障害予防規則	1 時間
修了試験		1 時間

◆ 申込み・お問合せ先（* 申込書はホームページからダウンロードしてください）

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町 6-4 香川県建設会館 3 F

Tel: 087-821-5243

ホームページ: <https://kensaihou-kagawa.jp>



ホームページはこちらから

※申込みは各講習日の3ヶ月前から開始し、講習日の10日前に締切ります。但し、受付期間内でも定員に達した場合は締切ります。

◎. **法律**で決められたマスクフィットテストを**出張**してお手伝いします。**(1回/年行う必要があります)**

出張定量的マスクフィットテスト実施のご案内

労働安全衛生規則等の一部改正で、事業者は面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合には、**1年に1回 マスクフィットテスト**を行わなければなりません。

該当する作業場としては、次の場所があります。

- ① **金属アーク溶接等を屋内で継続的に使用する作業場**（令和4年4月1日～）
- ② **第3管理区分に該当する作業場**（令和6年4月1日～）
- ③ **リスクアセスメントに基づく低減措置としてマスクを使用させる事業場**（令和6年4月1日～）

建災防香川支部では、マスクフィットテスト実施者養成講習を行っていますが、今回、新たにマスク使用者への**定量的マスクフィットテスト**を出張制で行うことになりました。費用（税込）としては次のとおりです。

受講者数 (最低補償 10人)	1人あたり料金	不合格の場合の再テスト (1人1回につき)
10人まで	8,000円	3,000円
1人増えるごとに	5,000円	

- ※ マスクフィットテストで使用するマスク及び取替式マスクのフィットテスト用アダプターは貴社でご用意ください。（全面型は対象外となります）
- ※ 貴社で常時使用しているマスクの品番等をお知らせください。
- ※ マスクフィットテスト結果報告書は後日になりますが貴社にお送りいたします。
- ※ 交通費は実費をお願いいたします。
- ※ **平日の夕方、休日の対応も可能**ですが、費用については割り増し料金（10%）となります。
- ※ マスクフィットテスト実施会場と備品及び、講師用駐車場は貴社でご用意願います。
- ※ 詳細につきましては、下記へお問い合わせください。



定量的マスクフィットテスト実施状況

■ お問い合わせ先 ■

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町 6-4 香川県建設会館 3F

Tel : 087-821-5243 fax : 087-821-5229

ホームページ : <https://kensaibou-kagawa.jp>



ホームページはこちらから

◎. 建設業における労働災害の発生状況について (R5年1月～12月速報値)

<令和5年12月末の全国の労働災害>

- ・全産業の死亡者数・・・677人（前年同期比 ▲29人）
- ・建設業の死亡者数・・・199人（前年同期比 ▲65人）
- ・全産業の休業4日以上死傷者数・・・122,436人（前年同期比 +3,197人）
- ・建設業の休業4日以上死傷者数・・・13,323人（前年同期比 ▲36人）

<令和5年12月末の香川県の労働災害>

- ・全産業の死亡者数・・・4人（前年同期比 ▲2人、）
- ・建設業の死亡者数・・・1人（前年同期比 ▲1人、）
- ・全産業の休業4日以上死傷者数・・・1,475人（前年同期比 ▲350人）
- ・建設業の休業4日以上死傷者数・・・118人（前年同期比 ▲13人）

※建設業での死亡災害は1件で土砂崩壊によるものです。土質・根切深さに応じた土留め工事をお願いします。

◎. 時間外・休日労働に関する協定届（36協定）作成のチェック

ポイントについて

時間外・休日労働に関する協定(36協定)届
作成のチェックポイント

1 記載事項の漏れや指針に適合していない項目がないかご確認ください

◎労働保険番号や法人番号（個人事業主を除く。）が記載されていますか？

◎特別条項の「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」について、36協定指針に基づき、一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものをできる限り具体的に定めていますか？

2 令和6年4月1日から適用猶予業務等に係る様式が変わります

【建設業】 ※労基法別表第1第3号に掲げる事業、事業場の所属する企業の主たる事業が労基法別表第1第3号に掲げる事業である事業場における事業及び工作物の建設の事業に関連する警備の事業（交通誘導の業務に限る。）

		月45時間・年360時間を超える時間外・休日労働	
		見込まれる	見込まれない
災害時の復旧・復興の対応	見込まれる	様式9号の3の3	様式9号の3の2
	見込まれない	様式9号の2	様式9号

【自動車運転手】

月45時間・年360時間を超える時間外・休日労働	
見込まれる	見込まれない
様式9号の3の5	様式9号の3の4

+

(36協定届に「別添協定書のとおり」と記載した場合)
時間外労働及び休日労働に関する協定書

【医師】

※医療提供体制の確保に必要な者として病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者、例えば血液センター等の勤務医、産業医、検診センターの医師等は該当しない。）

月45時間・年360時間を超える時間外・休日労働	
見込まれる	見込まれない
様式9号の5	様式9号の4

①36協定の様式はこちら



②36協定の記載例、指針などはこちら



③作成支援ツールはこちら



◎. 建物の解体・改修工事を行う際には、**石綿が使用**されていないか
事前に確認する必要があります！

お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

建物の解体・改修工事を行う際には、
石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！

～石綿対策は“皆さま”に関わる問題です～

石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。平成 18 年（2006 年）9 月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。

こうしたことから、戸建て住宅などの建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建物のオーナーなどの皆さま**も、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を講じていただく必要があります。

アスベスト含有建材の使用部位例

戸建て住宅

37 石綿含有住宅屋根用化粧スレート

31 石綿含有窯業系サイディング

24 石綿含有せっこうボード

22 石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種

27 石綿含有壁紙

29 石綿含有ビニル床シート

国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第 2 版）」より引用

建築物等の解体・改修工事を発注する方（オーナーなど）は、**施工業者に対して**次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要【石綿障害予防規則又は大気汚染防止法】
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること ◆ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること
費用負担および工期への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
特定粉じん排出等作業の届出	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が作業実施届出書を提出すること

◎ **がれき**の処理作業を行う際の注意事項について

がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ がれき処理作業を行う皆様 へ ～

地震・土砂崩れ・浸水等により被災した建物などの**がれき**の処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

本リーフレットは、**がれき**の撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、**がれき**の処理における留意事項をまとめたものです。

作業の実施にあたっては、作業責任者の指示によく従って行動するとともに、本リーフレットを参考に安全に十分注意して作業を行ってください。

1 作業を行うための服装

- 長袖の作業着など肌が見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェック（3頁目参照）を必ず行いましょう。



ヘルメット



底の厚い靴

踏み抜き防止中敷き



丈夫な手袋

2 作業を始めるまでの準備

● 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。

● 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合って、十分注意して作業を実施しましょう。

● **がれき**を運搬するための経路を確保しましょう。



◎ ガス管調査窓検索について

解体・改修・掘削工事でガス管損傷事故が増えています

ガス管調査窓検索

ガス管の位置が不明な場合は、日本ガス協会にアクセスし、以下の手順で各地域の都市ガス事業者の「ガス管調査窓」が確認できます。

スマートフォンやパソコンから「日本ガス協会」にアクセスします



スマートフォン



パソコン

scan



日本ガス協会

検索

<https://www.gas.or.jp/gas-pipe/>

簡単3ステップ

step 1

「ガス管調査窓」をクリック。



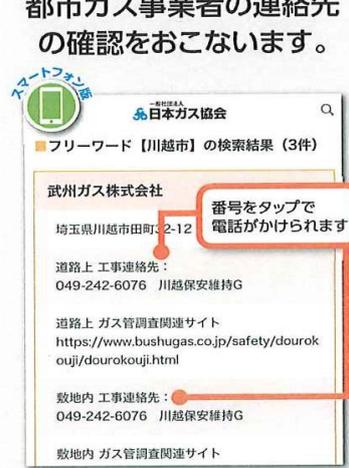
step 2

検索したい都道府県をクリック。



step 3

検索結果一覧から都市ガス事業者の連絡先の確認をおこないます。

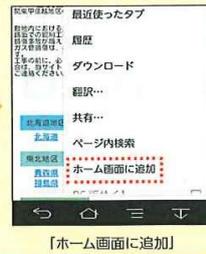


※パソコン版とスマートフォン版では表示される画面が異なります。

スマートフォンのホーム画面に追加*できます

Safari・Chromeブラウザ>「日本ガス協会」へアクセス>「ガス管調査窓検索」>ホーム画面に追加

*「ホーム画面に追加」をすることで左のアイコンがホーム画面に作成されます。Webページや、ページ内の特定部分に素早くアクセスできます。



お問い合わせ

一般社団法人日本ガス協会 技術部内管グループ
TEL:03-3502-0646

◎ 災害事例（崩壊・倒壊）

類似災害にご注意ください。事前の検討をよろしくお願いします。

事例－ 39			
事故の型	崩壊・倒壊	土止めを設置するため掘削箇所に降りていたところ、地山が崩壊	
<p>土止め設置の準備中</p> <p>座った状態で掘削作業中、法面が崩壊して下半身が土砂で埋もれた</p>			
作業種別	掘削作業	発生月等	6月 時刻 9時30分 天候 曇
現場工種等	上下水道工事	起因物	地山・岩石
請負次数	2次	職種	普通作業員
		経験年数	2年
		入場日数	3日
災害発生状況	<p>汚水管布設作業において、既設道路をドラグ・ショベルで深さ約1.7mを掘削した。「土止め」を設置するため、被災者は掘削箇所に降りて準備していたところ、掘削側面が崩壊し被災者の腰まで埋まった。すぐに救助したが、崩壊した土砂内の転石が腰に当たり致命傷となった。</p>		
原因	<p>①作業手順を誤り、危険場所へ立ち入った。 ②土砂崩壊防止設備が設置されていなかった。 ③地山・路盤等の確認が不足していた。 ④作業計画・作業手順の検討が不十分であった。</p>		
対策	<p>①②掘削深さが1.5mを超えるときは、「土止め」を設置してから掘削箇所に立ち入るよう作業手順を徹底させる。 ③作業前に地山の状態を点検し確認する。 ④作業手順の検討会は事前に関係者を含めて開催し、検討結果の周知徹底を図る。</p>		

◎. 東 安全・衛生管理士によるコラム欄

スウェーデン式サウンディング試験と唐詩について

戸建て住宅地盤などの原位置における土の硬軟又は締まり具合及び土層の構成を判定するためにスウェーデン式サウンディング試験が多く使われています。この試験はスウェーデン国有鉄道に 1917 年頃に不良路盤の実態調査として採用されました。わが国では 1954 年頃、建設省（現、国土交通省）が堤防の地盤調査方法として導入し、1976 年に JIS にその試験方法が定められました。この試験は深さ 10m 程度の軟弱地盤層を対象に、先端にスクリーポイント（錐：きり）を取付けたロッドを錘（おもり）又は回転により地中に貫入させて、地盤の静的貫入抵抗を求めるものです。（右図）

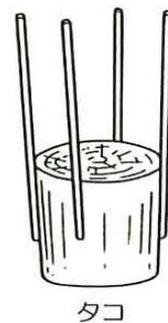
この試験は、装置が簡易で測定も容易であり、短時間で測定ができる上に、さらに貫入能力に優れているなどの利点があり、戸建住宅などの地盤調査方法として現在多く用いられています。

話は変わりますが、皆さんは中学、高校あたりで「漢詩」を習ったことと思います。そんなものすっかり忘れてるよ、という方がほとんどだと思います。建設業とはあまり関係がないですから当然だと思います。私もそのくちですが、偶然に「城壁建設の工事」を詠った中唐の時代(768-835)の漢詩を見つけました。

題材が珍しく建設関係なので、興味がわいて内容をみてみますと、
『城を築くところ、千人万人ひとしく杵（しよ）をとる

重重（ちょうちょう）、土堅けれども 試みに錐を行う』とあります。

1 行目は『築城工事の現場だ。何千、何万人もの人間が一斉に土を突き固める』というような意味です。ここでいう「杵（しよ）」は土を突き固める道具のことです。餅をつく「杵（きね）」と読めばイメージがわきます。「杵（しよ）」とは日本の建設現場で用いられていた「タコ」（右図）のようなものだったのでしょうか。「タコ」は振動プレート、タンピングランマーなどの小型締固め機械が普及する以前に用いられていたもので、太丸太を胴切りにしたものに、取っ手をつけた手製の工具です。取っ手を数人で持ち上げては落とし、土の締固め・突き固めを行うものです。



タコ

2 行目は『何層にも重ねて突き固めたので、土は十分に固くなっている。そこで、錐（きり）を地面につき挿して、突き固め度の品質管理試験を行う』というような意味です。

この行の「錐（きり）」で突き固め度の試験をおこなうという記述にはびっくりしました。この試験方法は先に紹介した「スウェーデン式サウンディング試験」方法とまったく同じ考え方ですね。1200年以上前に、今日の「サウンディング試験」に分類される土質試験が行われていたとは驚きです。まさに、「中国式サウンディング試験」とも呼ぶべき試験方法ではないでしょうか。

スウェーデン式サウンディング試験機の図：(株)ポラリス・ハウジングサービス様 HP より引用

タコの図：実教出版株式会社 図説土木用語辞典より引用

